

使用料の見直し（案）

公の施設の名称	大分県身体障害者福祉センター
---------	----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

<個人使用料>

（単位：円）

区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
温水プール	幼児・小学生	人/回	70	<u>100</u>	30
		人（11回分）	650	<u>1,000</u>	350
	中学生	人/回	100	<u>140</u>	40
		人（11回分）	1,000	<u>1,400</u>	400
	一般	人/回	170	<u>240</u>	70
		人（11回分）	1,700	<u>2,400</u>	700
機能回復訓練室		人/回	340	<u>380</u>	40
		人（11回分）	3,400	<u>3,800</u>	400
卓球室		台/時間	170	<u>190</u>	20

【備考（温水プール）】

改正前	改正後（案）
1 「幼児」とは満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいい、「小学生」とは小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。	1 （同左）
2 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。	2 （同左）
3 冬の期間（11月15日から翌年3月15日まで）の使用料については、上記使用料の額に50/100を乗じた額を加算する。	3 （同左）

<専用使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金			
			改定前	改定後（案）	改定見込額	
体育館	アマチュアスポーツに使用する場合					
		身体障害者福祉関係団体	時間	340	<u>500</u>	160
		その他のもの	時間	1,020	<u>1,500</u>	480
	その他に使用する場合					
		身体障害者福祉関係団体	時間	1,120	<u>1,670</u>	550
		その他のもの	時間	3,360	<u>5,000</u>	1,640
温水プール	身体障害者福祉関係団体		時間	1,120	<u>1,570</u>	450
	その他のもの		時間	3,360	<u>4,700</u>	1,340

【備考（体育館）】

改正前	改正後（案）
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 （同左）
2 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	2 （同左）

【備考（温水プール）】

改正前	改正後（案）
1 冬の期間（11月15日から翌年3月15日まで）の使用料については、上記使用料の額に50/100を乗じた額を加算する。	1 （同左）

<部分使用料>

(単位：円)

区分		単位	料金		
			改定前	改定後(案)	改定見込額
体育館	フロアの1/2を使用する場合				
	アマチュアスポーツに使用する場合				
	身体障害者福祉関係団体	時間	170	<u>250</u>	80
	その他のもの	時間	510	<u>750</u>	240
	その他に使用する場合				
	身体障害者福祉関係団体	時間	560	<u>830</u>	270
	その他のもの	時間	1,680	<u>2,500</u>	820

【備考(体育館)】

改正前	改正後(案)
1 必要体育用具の使用料を含む。	1 (同左)
2 冷暖房使用期間中の使用料については、上記使用料の額に20/100を乗じた額を加算する。	2 (同左)